

特定労務管理対象機関（特例水準）指定に係る審査基準

○全水準共通				
指定要件		根拠法令	確認方法（書類）	
1	医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）の案が作成されており、作成された計画が右記の要件のいずれも満たすこと。	当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。	医療法第113条第3項第1号、医療法施行規則第82条第1項第1号	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
		①医師の労働時間の状況、②労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、③医師の労働管理および健康管理に関する事項、④労働が長時間にわたる医師の労働時間に関する事項 がすべて記載されていること。	医療法第113条第3項第1号、医療法施行規則第82条第1項第2号	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書
2	医療法の規定により必要な面接指導および休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	医療法第113条第3項第2号	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書	
3	労働基準法または最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致または送付が行われ、その旨が公表された日から1年を経過していないものがないこと。	医療法第113条第3項第3号、医療法施行規則第82条第2項	様式第5号（誓約書） ※別途、県から労働局に対し照会を行います。	
4	医療機関勤務環境評価センターによる、勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況その他厚生労働省令で定める事項について評価を受審していること。	医療法第113条第4項	医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書	

○特定地域医療提供機関（B水準）

指定要件		根拠法令	確認方法（書類）
① 次のいずれかの医療機関に該当すること。	三次救急医療機関	医療法第113条第1項第1号、医療法施行規則第80条第1号	別添1（様式第1号関連） ※別途、三次救急医療機関であることを確認します。（提出書類不要）
	二次救急医療機関 （年間救急車受入台数1,000台以上または年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上であり、かつ、県医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関に限る）	同上	別添1（様式第1号関連） ※別途、左記の条件を満たす二次救急医療機関であることを確認します。（書類提出を求めます。）
	在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	医療法第113条第1項第2号、医療法施行規則第80条第2号	別添1（様式第1号関連） ※別途、在宅療養支援病院または在宅療養支援診療所であることを確認します。（書類提出を求めます。）
	地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療を提供する医療機関 （その他、地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関）	医療法第113条第1項第3号、医療法施行規則第80条第3号	別添1（様式第1号関連） ※別途、左記の条件を満たす医療機関であることを確認します。（書類提出を求める場合があります。）
② 36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間を定めることがやむを得ない業務が存在すること。	医療法第113条第1項、医療法施行規則第80条	別添1（様式第1号関連）	
③ B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（県医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。	-	医療審議会および地域医療対策協議会で審議します。	

○連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

	指定要件	根拠法令	確認方法（書類）
①	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること。	医療法第118条第1項	様式第6号（派遣先医療機関一覧）、別添2（様式第2号関連）
②	36協定において年960時間以内の時間外・休日労働に関する上限時間を定めているが、副業・兼業先での労働時間を通算すると、時間外・休日労働が年960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務していること。	医療法第118条第1項、医療法施行規則第80条	別添2（様式第2号関連）
③	連携B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（県医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。	-	医療審議会および地域医療対策協議会で審議します。

○技能向上集中研修機関（C-1水準）

	指定要件	根拠法令	確認方法（書類）
①	都道府県知事により指定された臨床研修プログラムまたは日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラムの研修機関であること。	医療法第119条第1項	C-1水準適用予定の臨床研修医が参加する臨床研修プログラム、またはC-1水準適用予定の専攻医が参加する専門研修プログラム（専門研修プログラムのみ提出必要）
②	「適正な労務管理」と「研修の効率化」が行われたうえで、36協定において年間960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること。	医療法第119条第1項、医療法施行規則第80条	別添3（様式第3号関連）
③	C-1水準を適用することによる地域における臨床研修医や専攻医の確保および地域の医療提供体制に影響が無いこと。	-	医療審議会および地域医療対策協議会で審議します。

○特定高度技能研修機関（C-2水準）

	指定要件	根拠法令	確認方法（書類）
①	「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C-2水準の対象として審査組織が特定する技能（特定高度技能）を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること。	医療法第120号第1項	審査組織に申請した医療機関申請書、審査組織による医療機関の教育研修環境に関する審査結果通知書
②	36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間を定める必要があること。	医療法第120条第1項、医療法施行規則第80条	別添4（様式第4号関連）
③	C-2水準を適用することによる地域における高度な技術が必要とされる医療の提供体制に影響が無く、地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること。	-	医療審議会および地域医療対策協議会で審議します。